

2025（令和7）年11月12日

文部科学省 中央教育審議会 御中

日本公認会計士協会

会計教育の充実に関する要望書

当協会は、公認会計士法に基づき設立された法人であります。同法では、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を当協会が担うべきものとして規定しており、これに基づく取組を進めています。

現在、貴審議会においては、学習指導要領の改訂に関する議論が行われています。この議論に際して、当協会は、会計教育の更なる充実を図るため、次期学習指導要領に会計の事柄を盛り込むことを要望します。

要望の背景、具体的な内容等については、別紙に記載のとおりです。

会計教育の充実に関する要望書

日本公認会計士協会

目次

要望事項の要旨

1 要望の背景

- (1) 会計教育の必要性
- (2) 現行教育課程における取扱い
- (3) 学習指導要領改訂の議論・方向性との関連

2 具体的な内容

- (1) 子供たちが身に付けるべき事柄
- (2) 中学校社会科・高等学校公民科
- (3) 総合的な学習（探究）の時間
- (4) その他

3 教員支援

結び

要望事項の要旨

現在、改訂が検討されている学習指導要領において、「会計教育の充実」の観点から内容等を策定し、具体的には以下の内容が実現されるよう要望します。

- 中学校社会科〔公民的分野〕及び高等学校公民科の内容等に、会計が経済活動を支える基盤となる機能を果たしていること、経済を多面的・多角的に考察する手段として会計の視点をを用いること、を明記すること
- 『総合的な学習（探究）の時間』において、会計の視点を活用し、探究課題の解決に向けた取組の持続可能性や経済的意義を考察する学習活動が促進されるよう配慮すること
- 『算数』、『数学』、『技術・家庭』、『家庭』、『情報』、『道德』、『特別活動』などの教科等に含まれている会計と関わりのある内容について、教科等横断的な取扱いを充実させること

1 要望の背景

(1) 会計教育の必要性

会計とは、経済活動を数字で記録・報告し、組織や個人の活動を客観的に可視化する手段であり、会計リテラシー（会計に関する基礎的な素養）は企業経営や家計管理などのあらゆる場面において、合理的な意思決定を支える基盤となります。

不確実性が高まっている現代社会においては、こうした会計の機能はますます重要性を増しており、国民の主体的な社会参画に当たっては、一人一人が会計リテラシーを身に付けていくことが不可欠です。そのためには、会計に関する事柄を初等中等教育段階で教育課程に盛り込む必要があります。

(2) 現行教育課程における取扱い

現行の学習指導要領では会計に関する事柄は明確には規定されていませんが、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説【社会編】（以下「中学校社会科解説」といいます。）及び高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説【公民編】（以下「高等学校公民科解説」といいます。）において、「効率」や「公正」の概念に着目した活動を通して身に付ける事項に関連して、新たに企業会計や会計情報の活用に関する内容が記載されました。

中学校社会科解説においては、学習指導要領の「内容の取扱い」のうち「起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと」に関して次のとおり述べられています。

資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である。

高等学校公民科解説においては、学習指導要領の『公共』の「内容の取扱い」のうち「金融の働き…に関わる具体的な主題」に関連して、また、『政治・経済』の「内容の取扱い」のうち「金融を通じた経済活動の活性化については、金融に関する技術変革と企業経営に関する金融の役割にも触れること」に関して、それぞれ次のとおり述べられています。

『公共』

経営者と投資家などとの間には企業の経営状況に関わる情報の保有量や質に差が存在することから、企業には法に基づく適正な手続きに則った企業会計に関わる情報の開示が求められており、会計情報の提供や活用により、公正な環境の下で

の法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みになっていること、中央銀行は政策金利を引き下げたり、市場に供給する資金量を増やしたりしてデフレーションに対処していることなどの観点から多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。なお、その際、企業の会計情報の活用などにより、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることができるよう、指導を工夫することも考えられる。

『政治・経済』

企業経営に関する金融の役割に関しては、現代における株式会社の仕組みと特色、企業統治や企業の社会的な責任などについての理解を基に、企業経営に必要な資金は、直接もしくは間接に金融市場から調達していることに関して、企業会計の役割と関連付けて理解できるようにすることが大切である。その際、例えば、株式や社債の発行による資金調達が証券市場など金融市場の動向と関連していることを、企業の会計情報などを活用し、模擬的な活動を通して理解できるようにするとともに、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることが考えられる。また、例えば、起業に際して、どのように資金を調達すればよいか、起業の企画案と資金調達を企業側と資金提供側に分かれて企業経営と金融との関係を具体的に理解できるようにすることも考えられる。

中学校社会科解説及び高等学校公民科解説の記載を受けて、中学校の『公民』、高等学校の『公共』及び『政治・経済』の教科書においても、企業会計や会計情報の活用に関する内容が取り上げられていますが、記述内容及び記述量は区々であり、十分な記述となっていないと考えられる教科書も見受けられます。

中学校社会科解説及び高等学校公民科解説で新たに企業会計や会計情報の活用に関する内容が記載され、教科書でも取り上げられましたが、学校の授業で取り扱う準備が十分とは言えない状況と考えます。

当協会が2021（令和3）年に実施したアンケート調査（注1）では、中学校社会科解説に記載された企業会計や会計情報の内容について、72.6%の教員が認知していたものの90.6%の教員が授業で新たに取り扱うことに不安があると回答しています。また、「金融経済教育を推進する研究会」が2022（令和4）年に実施した実態調査（注2）では、中学校の教員にとって金融・経済に関する分野で「教えるのが難しい又は、生徒が理解しにくい内容」として「企業会計の意味、会計情報の活用」が34.9%と高い割合となっています。同研究会が2023（令和5）年に実施した実態調査（注3）では、同趣旨の設問について高等学校の教員に関しても48.5%と高い割合になっているほか、高等学校の『公共』の教科書における金融経済教育に関する内容のうち「企業会計の意義・役割、会計情報の活

用」について55.0%が「記述が足りない」と回答しています。

(注1) 中学校における「会計基礎教育」対応状況調査

<https://jicpa.or.jp/news/information/2021/20210623efh.html>

(注2) 中学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書

https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/files/houkoku_20221024_1101syusei.pdf

(注3) 高等学校（教員・生徒）における金融経済教育の実態調査報告書

https://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/files/houkoku_20230927_1013syusei.pdf

現行の学習指導要領の実施以降、中学校社会科及び高等学校公民科で会計の事柄を扱う授業の実践が積まれており、また会計を既存の学習に取り入れることの意義が認知されつつあります。一方で、上記の調査結果を踏まえると、会計に関する事柄を教育課程に体系的に盛り込むとともに、教員への一層の情報提供が不可欠と考えます。

なお、当協会では、会計の事柄に関する専門性や時間的制約などの課題も踏まえ、教員に対する支援活動を行っています。その詳細については後述します。

(3) 学習指導要領改訂の議論・方向性との関連

2024（令和6）年12月25日付け文部科学大臣からの諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を受けて、現在貴審議会において学習指導要領の改訂が議論されています。その議論の基本的な考え方として、「主体的・対話的で深い学び」の実装を通じた「自らの人生を舵取りする力」と「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。

上記（1）で述べたとおり、会計リテラシーは合理的な意思決定を支える基盤であり、組織や事業の持続可能性についての公正な判断に資するものです。また、「持続可能な社会の創り手」として、意義ある取組を現実的に成り立たせたり、支援したりする際に活用することができます。会計リテラシーを身に付けた人材は、まさに、今後育成しようとしている人材像に合致するものと考えます。

また、様々な社会の事象を経済的な視点で捉えたり、経済的に持続可能な取組を企画したりするに当たり、会計リテラシーを活用することは、質の高い探究的な学びの実現の助けになります。加えて、国際的にも確立したルールで作成されている会計情報（特に、公認会計士の監査を受けて開示されている上場企業の会計情報）は、情報活用能力の向上のための素材にもなり得るものと考えます。

2 具体的な内容

(1) 子供たちが身に付けるべき事柄

当協会では、会計に関して生涯の「どの段階で、何を学ぶか」を体系的に整理した「会計リテラシー・マップ」(注4)を作成しています。この中では、会計リテラシーの最も基盤となる事柄として「アカウントビリティ(説明責任)の理解」を掲げています。各経済主体がアカウントビリティを全うすることで、透明・公正な経済活動が担保され経済活動における信頼が生み出される、ということを理解すべきと考えているからです。情報が溢れるデジタル社会においては、情報の受け手として信頼性ある情報を見極め、活用していくことに加えて、自らが発信する情報についても、信頼性を確保していく視点がより一層求められます。経済事象の記録・報告のための手段として、公正性や信頼性を重んじる会計の意義を理解することは、情報モラルや情報リテラシーの涵養につながると考えています。

そのほか、初等中等教育段階で身に付けるべき事柄として、「利益計算の理解」、「貸借対照表及び損益計算書の理解」なども掲げています。これらは、組織・事業の持続可能性やストックとフローの概念の理解につながるもので、組織や個人の経済活動に不可欠なものであります。また、成年年齢が18歳となったことを契機として重要性が増している消費者教育や金融経済教育とも近接しています。

なお、簿記などの会計の技術的な事項は、『商業』で取り扱われていますが、初等中等教育段階で全ての子供たちが身に付けるまでの必要はないと考えています。この段階においては、技術的な事項ではなく、社会・経済活動を理解する視点の一つとしての会計的なものの見方や概念を身に付けることが重要と考えます。

(注4) 会計リテラシー・マップ

<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/literacy-map.html>

(2) 中学校社会科・高等学校公民科

今次の学習指導要領改訂の議論を踏まえつつ、会計に関する事柄を教科の学習内容に組み込む際には、まず、中学校社会科及び高等学校公民科での対応を拡充すべきと考えます。

前述したとおり、中学校社会科解説及び高等学校公民科解説において、企業会計や会計情報の活用に関する内容が記載されているものの、学習指導要領には会計の事柄について規定されていません。市場経済の中で企業がルールに則って公正に会計情報を提供することは、会計に関する事柄として重要な事項ですが、会計が果たしている役割はそれだけではありません。企業活動の意思決定や企業の社会的責任の遂行などの場面でも会計が用いられています。また、会計情報の活用は、キャリア選択や消費行動、投資行動の意思決定にも有用です。これらについて理解し知識

として身に付けることは、社会参画に臨む子供たちが、経済を正しく理解するとともに、意見形成や他者との合意形成において根拠ある説明を行うために必要なことと考えます。加えて、会計の視点を用いて様々な経済活動を考察することは、多面的・多角的なものの見方を身に付けることにつながるものと考えます。

このような考え方に従い、当協会としては、次期学習指導要領においては、中学校社会科〔公民的分野〕及び高等学校公民科の内容等に、会計が経済活動を支える基盤となる機能を果たしていること、経済を多面的・多角的に考察する手段として会計の視点を用いること、を明記するよう要望します。

（３）総合的な学習（探究）の時間

今次の学習指導要領改訂の議論においては、質の高い探究的な深い学びの実現がテーマとなっています。会計に関する事柄については、前述の中学校社会科及び高等学校公民科での取扱いの拡充に加えて、これによって得た知識、見方を問題発見・解決の過程で発揮することが探究的な学びの発展に資するものと考えます。具体的には、次のような観点で捉えることができます。

- 実社会との接続の観点

会計情報を用いて経済活動を、読み解き、考察することは社会を捉える一つの有用な方法であり、会計は子供たちが実社会を疑似体験することのできるツールとなり得ます。

- データを基にした意思決定の観点

国際的に確立されている定量的かつ信頼性のある情報を用いて整理・分析し表現することは、情報活用能力の育成につながります。

- 主体性の観点

提供されている会計情報のどこに着目し、どのように自分の考えを形成し、表現するかの思考・判断を通じて、主体性を育むことにつながります。

- 多様な視点からの協働的な学びの観点

会計情報を活用することで、子供たちの対話・合意形成に公正な指標が持ち込まれ、より良い課題解決に向けた有意義な協働を実現することにつながります。

- 社会的責任と倫理観の醸成の観点

社会的責任や倫理観を包摂するアカウンタビリティを『総合的な学習（探究）の時間』で発揮することは、社会科や公民科での学びを確かにするとともに、他者との信頼関係を築くために必要な行動の在り方を考えることにつながります。

『総合的な学習（探究）の時間』では、子供たちが主体的に様々な探究活動に取

り組んでいます。その際には、探究課題の解決に向けた取組の持続可能性を検討したり、経済的な意義を意識したりすることが重要です。会計リテラシーはこれらの学習活動に不可欠であると同時に、活用することで学びが豊かになるものと考えます。

次期学習指導要領においては、『総合的な学習（探究）の時間』において、会計の視点を活用し、探究課題の解決に向けた取組の持続可能性や経済的意義を考察する学習活動が促進されるよう配慮することを要望します。

（４）その他

上記のほか、初等中等教育段階においては、『算数』、『数学』、『技術・家庭』、『家庭』、『情報』、『道徳』、『特別活動』などの教科等で、会計と関わりのある内容が含まれています。教科等横断的な取扱いが充実することを望みます。

３ 教員支援

当協会では、中学校社会科解説及び高等学校公民科解説において、企業会計や会計情報の活用に関する内容が記載され、教科書にも取り上げられたことを受けて、授業で会計に関する事柄を取り上げることが容易になるよう教員の支援を行っています。具体的には、次のとおりです。

- ・ サポート教材の制作

「会計情報の活用」授業支援パッケージ（中学校編・高校編）

「会計情報の活用」授業支援パッケージ（中学校編・高校編）を使用した授業実践のポイント解説動画

「会計情報の活用」教員のための授業実践ガイドブック

<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/tools.html>

- ・ 教員向けセミナーの開催

教育関係有識者による解説、教員による授業実践の共有を主なテーマとして、2024（令和6）年から全国6か所で計7回開催。2026（令和8）年も2か所で開催予定

<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/event/202402-03kaikeikyoikuseminar.html>

<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/event/202502-03kaikeikyoikuseminar.html>

- ・ 教員向け学校教育支援サイト『会計探究ラボ』の制作

制作した教材の紹介のほか、教員による授業実践のレポート、有識者による関連情報の発信を目的としたウェブサイトを近日公開予定

当協会は、今後も継続して教員支援を行っていく予定です。また、学習指導要領改訂をはじめとする教育環境の変化により新たな支援が必要と考えられる場合には、

速やかに対応してまいります。

結び

以上が、今般の学習指導要領の改訂の議論に当たり、当協会が要望する内容であります。

会計に関する事柄を学習指導要領に明記し、初等中等教育の教育課程で会計教育の充実を図ることは、未来を担う子供たちが、主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付け、「持続可能な社会の創り手」となることの一助になるものと確信しております。

本要望書の趣旨について、何卒ご検討いただきますようお願いいたします。

以 上